品福福発第57号

平成19年5月 1日

一部改正:平成19年5月31日

一部改正:平成21年6月 1日

一部改正:平成22年4月 1日

一部改正:平成24年4月 1日

一部改正:平成27年4月 1日

一部改正:平成27年11月1日

一部改正:平成28年6月 1日

一部改正:令和 2年4月 1日

一部改正:令和5年11月 1日

品川区福祉部長

介護保険サービス等に関わる事故報告取扱要領

(通則)

第1 介護保険法に基づく諸基準(別表1)の規定による事故が発生した場合の保険者 への報告は、この要領の定めるところによるものとする。

(目的)

第2 この要領は、介護サービスや指定通所介護事業所等の設備を利用した夜間および 深夜の指定通所介護等以外のサービス(以下「介護サービス等」という。)の提供に より事故が発生した場合において、速やかに介護サービス提供事業所(以下「事業 所」という。)から品川区への報告が行われるとともに、その事後処理において賠償 を含めた事故の速やかな解決、再発防止およびサービスの質の向上に資することを 目的とする。

(事故の範囲)

- 第3 報告すべき事故の範囲は、事業所の責任の有無にかかわらず、介護サービス等の 提供に伴い発生した事故とし、次のとおりとする。
 - 1 原因等が次のいずれかに該当する場合
 - (1) 身体不自由・疾患または認知症等に起因するもの
 - (2) 施設の設備等に起因するもの
 - (3) 感染症、食中毒または疥癬の発生 感染症とは、「感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律」に 定めるもののうち、原則として一、二、三、四、五類感染症(定点把握を除く) および新型インフルエンザ等感染症、指定感染症ならびに新感染症をいう。
 - (4) 地震等の自然災害、火災または交通事故

- (5) 職員、利用者または第三者の故意または過失による行為およびそれらが疑われる場合
- (6) 原因を特定できない場合
- 2 被害または影響が次のいずれかに該当する場合
 - (1) 利用者が死亡、けが等、身体的または精神的被害を受けた場合
 - (2) 利用者が経済的損失を受けた場合
 - (3) 利用者が加害者となった場合
 - (4) 離設・徘徊等により利用者の所在が不明となった場合
 - (5) その他事業所のサービス提供等に重大な支障を伴う場合
- 3 上記のほか、特に品川区が事業所に報告を求める場合

(事故の報告を要しない場合)

- 第4 第3の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、報告を要しないものとする。ただし、事故の原因が第3の1の(5)または(6)に該当する場合は除く。
 - (1) 利用者が身体的被害を受けたが、医療機関を受診することなく、軽微な治療のみで対応した場合
 - (2) 利用者が身体的被害を受け、医療機関を受診したが、診察または検査のみで治療を伴わない場合
 - (3) 老衰等、第三者の責に帰さない原因で死亡した場合
 - (4) 利用者または職員の感染症の罹患を自宅で確認した場合で、他の利用者等への感染の恐れがない場合
 - (5) その他、被害または影響がきわめて微少な場合および区が事故報告書の提出を要しないとした場合

(報告書の様式等)

第5 報告書の様式および報告事項については、別記様式(以下「事故報告書」という。) のとおりとする。ただし、事業所が別に定めている様式が、別記様式の項目を備え ている場合はその様式に替えることができる。

(報告の対象)

第6 報告の対象は、利用者が品川区の被保険者である場合および事業所または施設所 在地が品川区内の場合とする。

(報告の手順)

- 第7 報告の手順は、次のとおりとする。
 - 1 第一報告
 - (1) 事業所は、事故が発生した場合、速やかに家族および居宅サービスを利用している場合にあっては居宅介護支援事業所へ連絡するとともに、品川区高齢者福祉課へ事故報告書を提出する。
 - (2) 緊急を要するものは電話により迅速に仮報告を行い、その後速やかに事故報告書を提出する。
 - 2 途中経過および最終報告

事業所は、事故処理が長期化する場合、適宜事故報告書を提出するとともに、当該事故処理がすべて完了した時点で事故報告書を提出する。

ただし、第一報告の時点で事故処理が完了している場合は、「1. サービス種別」 から「6. 事故後の対応」までの内容を含めた事故報告書の提出をもって最終報 告とすることができる。

(対応)

第8 区は、報告を受けた場合は、必要に応じて保険者として対応するものとする。また、状況により他の区市町村、東京都および東京都国民健康保険団体連合会と連携を図るものとする。

(情報提供)

第9 区は、提出された事故報告書の概要等をまとめ、必要により事業所への情報提供 を行い再発防止の啓発に努めるものとする。

(付則)

この要領は、平成19年5月1日より適用する。 (付則)

この要領は、平成19年5月31日より適用する。 (付則)

この要領は、平成21年6月1日より適用する。 (付則)

この要領は、平成22年4月1日より適用する。 (付則)

この要領は、平成24年4月1日より適用する。 (付則)

この要領は、平成27年4月1日より適用する。 (付則)

この要領は、平成27年11月1日より適用する。 (付則)

この要領は、平成28年6月1日より適用する。 (付則)

この要領は、令和 2年4月1日より適用する。 (付則)

この要領は、令和 5年11月1日より適用する。

別表1(第1関係)

++ >#-	₽ +∓		T
基準	条項		内容
東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条	第39条第1項		指定訪問介護事業者の事故報告
八貝、設備及び連呂の基準に関する末 例	第41条3項		共生型訪問介護事業者の事故報告
河 (平成24年10月11日条例第111号)	第46条		基準該当訪問介護事業者の事故報告
	第58条		指定訪問入浴介護事業者の事故報告
	第62条		基準該当訪問入浴介護事業者の事故報告
	第78条		指定訪問看護事業者の事故報告
	第88条		指定訪問リハビリテーション事業者の事故報告
	第97条	第	指定居宅療養管理指導事業者の事故報告
	第145条	3 9	指定通所リハビリテーション事業者の事故報告
	第167条	9 条	指定短期入所生活介護事業者の事故報告
	第180条	第	ユニット型指定短期入所生活介護事業者の事故報告
	第180条第3項	1	共生型短期入所生活介護の事故報告
	第187条	項	基準該当短期入所生活介護事業者の事故報告
	第203条	準	金字談コ屋物人所主角が設事来有の事故報告 指定短期入所療養介護事業者の事故報告
		用	
	第215条		ユニット型指定短期入所生活介護事業者の事故報告
	第236条		指定特定施設入所者生活介護事業者の事故報告
	第247条		外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者の事故報告
	第262条		指定福祉用具貸与事業者の事故報告
	第264条		基準該当福祉用具貸与事業者の事故報告
	第275条		指定福祉用具販売事業者の事故報告
	第110条第2項		指定通所介護事業者の事故報告
東京都指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年3月30日条例第41号)	第38条第1項		指定介護老人福祉施設の事故報告
	第52条		ユニット型指定介護・大福祉施設
東京都介護老人保健施設の人員、施設及 び設備並びに運営の基準に関する条例 (平成24年3月30日条例第42号)	第38条第1項		介護老人保健施設の事故報告
(十)从24年3月30日末例第42号)	第53条		ユニット型指定介護介護老人保健施設
東京都指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例	護療養型医療施設の人員、		指定介護療養型医療施設の事故報告
(平成24年6月27日条例第98号)			
	第51条		ユニット型指定介護療養型医療施設
東京都養護老人ホームの設備及び運営の 基準に関する条例 (平成24年3月30日条例第39号)	第27条第1項		養護老人ホームの事故報告
東京都軽費老人ホームの設備及び運営の 基準に関する条例 (平成24年10月11日条例第114号)	第3条第1項		軽費老人ホームの事故報告
東京都介護医療院の人員、施設及び設備 並びに運営の基準に関する条例 (平成30年3月30日条例第51号)	第38条第1項		指定介護医療院の事故報告
	第53条		ユニット型指定介護医療院
東京都指定介護予防サービス等の事業の 人員、設備及び運営並びに指定介護予防 サービス等に係る介護予防のための効果的 な支援の方法の基準に関する条例 (平成24年10月11日条例第112号)	第54条第9項		指定介護予防訪問入浴介護事業者の事故報告
	第62条		基準該当介護予防訪問入浴介護事業者の事故報告
	カ/マ木		指定介護予防訪問看護事業者の事故報告 お完全に対象しなどによった。東西教教の東地報告
	第84条		指定介護予防訪問リハビリテーション事業者の事故報告 指定介護予防居宅療養管理指導事業者の事故報告
	<u>第93条</u> 第123条	第	指定介護予防店毛療養官理指導事業者の事故報告 指定介護予防通所リハビリテーション事業者の事故報告
	第142条	5	指定介護予防短期入所生活介護事業者の事故報告
	第159条	4	ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者の事故報告
	第164条第3項	条 第	共生型介護予防短期入所生活介護事業者の事故報告
	第171条	弗 9	基準該当介護予防短期入所生活介護事業者の事故報告
	第181条	g 項	指定介護予防短期入所療養介護事業者の事故報告
	第196条	準	ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者の事故報告
	第217条	用	指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者の事故報告
	第234条		外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者の事故報告
	第248条 第253条		指定介護予防福祉用具貸与事業者の事故報告 基準該当介護予防福祉用具貸与事業者の事故報告
	第262条		基準該ヨガ護ア防福祉用具員子事業者の事故報告 指定特定介護予防福祉用具販売事業者の事故報告
	NICOCAL		10人以たり校り

別表1(第1関係)

##	夕西		
基準	条項		内容
品川区指定居宅介護支援等の事業の人員 および運営の基準等に関する条例 (平成30年3月28日 条例第17号)	第29条第1項		指定居宅介護支援事業者の事故報告
品川区指定介護予防支援等の事業の人員 および運営ならびに指定介護予防支援等に 係る介護予防のための効果的な支援の方 法の基準等に関する条例 (平成27年3月28日 条例第22号)	第28条第1項		指定介護予防支援事業者の事故報告
坐 6 1 日 - 11 世 15 1 4 8 日 24 6 日 24 6 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	第40条第1項		指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の事故報告
	第59条	第 4	指定夜間対応型訪問介護事業者の事故報告
	第108条	· 0 条	指定小規模多機能型居宅介護事業者の事故報告
	第128条	来 第 1	指定認知症対応型共同生活介護事業者の事故報告
	第149条	項	指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者の事故報告
	第202条	準 用	指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の事故報告
	第58条第18項		指定地域密着型通所介護事業者の事故報告
	第59条第38項	第第 準 1 5 用 8 9	指定療養通所介護事業者の事故報告
	第80条	項条	指定認知症対応型通所介護事業者の事故報告
	第175条		指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業者の事故報告
援の方法の基準等に関する条例	第37条第1項		指定介護予防認知症対応型通所介護事業者の事故報告
	第65条	第 1 3 7	指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の事故報告
	第86条	準 。	指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の事故報告
品川区介護予防·日常生活支援総合事業実施要綱 (平成27年3月31日 要綱第380号)	第23条		指定介護予防・日常生活支援総合事業者の事故報告